再 評 価 調 書

Ţ	事業概要													
事業名 交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)														
	区名	主要地方道 岡崎設楽線												
事	業箇所	新 岡崎市丸山町地内始め												
当該路線は、岡崎市街地から旧額田町の山間部を通過し北設楽郡設楽町へ繋がる主あり、ラッシュ時は市街地へ向かう交通量が非常に多い。当該工区は、男川小学校、の通学路となっているものの、歩道の有効幅員が狭く、歩行者等と自動車交通が錯綜合ました。 全上危険な箇所である。 これらのことから、本事業は歩道を整備することにより、危険通学路の解消及び歩全確保を図るものである。														
事	業目標	【達成(主要)目標】 ①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全確保 【副次目標】(必要に応じて記載する)												
				事前評価時	再評価時	変動要因の分析								
		事業期間		(2016 年度) 2016 年度 ~2022 年度	(2021 年度) 2016 年度 ~2026 年度	事業期間の変更								
			費(億円)	3. 0	3. 6	事業期間の変更及び 精査によるもの								
計画変更 の推移			工事費	2. 4	2. 8	事業期間の変更及び 精査によるもの								
			用補費	0. 3	0.4	事業期間の変更及び 精査によるもの								
			その他	0. 3	0. 4	事業期間の変更及び 精査によるもの								
		事業内容		歩道設置 L=300m	歩道設置 L=300m	事業期間の変更								
П	評価													
①事業の必要性の変化	1) 必 ^要 の変	化												
変化	判定	変動要因 ² 判定 B		A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。										

			※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。										
		【理由】 危険通学路の解消及び歩行者等の安全確保のため、事業実施の必要性がある。											
	1) 進捗状	【事業計	【事業計画及び実績】										
	況			2016 ~ 2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計		
			調査・設計	2020		•							
		工種区分	用地補償		•		· · ·	•					
			当初計画	0. 5		<u> </u>	2.5			0.0	3. 0		
		事業費(億円)	実績	0. 3							0. 3		
			今回計画	0. 3			3.0			0. 3	3. 6		
		【進捗率】											
				[れまでの	計画に対する達成状況		兄 全体		進捗率			
					画	実績	達成率		計画	達成率(%)			
					DI	[2]	(2÷	-1)		[2÷3]			
		延	長(km)		0. 30	0. 00		0%	0. 30		%		
		事業費(億円)			3. 0	0. 3	1	10%	3. 6	8	-		
		工事費			2. 4	0.0	-	0%	2. 8	_	%		
		用補			0. 3	0.0		0%	0. 4	_	%		
		【 その他 0.3 0.3 100% 0.4 75% ※用地進捗率(面積ベース)は、0%									%		
②事業の進捗状況及	2) 未着手												
及び見込み	又は長期化の 理由												
み	3) 今後の	【阻害要	因】										
	事業進	今後は	、大きな阻	害要因に	はないが、	用地買収	が未完了	゚゚である	ため、用地	買収の完了	に向け		
	捗の見		き交渉を行	っていく	0								
	込み	【今後の	_	^			- 11-1 - 1 - 1	나 그 보	- -	W++			
			捗率は 0%で はてなきた										
	完了に向けて交渉を行っていくことにより、2026年度までには完了する見込みである。												
	判定	A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、 一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。 D:											
											١.		

【理由】 今後は、大きな阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完了が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続

継続:上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況